

葛巻町監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第4項の規定による令和6年度定期監査について、同条第9項の規定により審査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年12月25日

葛巻町代表監査委員 馬 渕 文 雄

葛巻町監査委員 樋 口 一 男

1 監査の対象 政策秘書課

2 監査の期日 令和6年12月20日（金）

3 監査の項目

令和6年度の業務全般に関する事務の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているか、次の項目について監査を実施した。

予算の執行状況（歳入・歳出予算整理表など）

事務事業の執行状況（備品購入、補助事業など）

事務の処理状況（出勤簿、年次休暇簿、出張命令簿など）

4 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類などの事前提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているかなどの審査を行い、内容聴取については管理職等から監査時点までの所管事務事業などの説明を受け質疑応答の方法で行った。

5 監査の結果

予算の執行状況

予算の執行状況は、おおむね適正と認められた。

事業の執行状況

主な事務事業の執行は、おおむね良好であると認められた。

なお、事務事業等の執行に当たっては、財政状況に鑑み更なる行政の合理化、能率化を積極的な推進に努められたい。

事務の処理状況

事務の処理状況はおおむね適正と認められた。

6 監査の意見

政策秘書課は、新庁舎建設工事や人事、庁舎内外の ICT や町の特定課題等に様々な事業に取り組んでいる。

新庁舎建設事業においては、新庁舎は様々な機能を兼ね備えた建物（複合型）となっており、今後、町の新たな拠点としての利活用が期待される。

特定課題に向けた取り組みとしては、大都市との連携による地域活性化による町の振興や活性化、新たな産業の創出、雇用の拡大等地道な事業の展開が図られている。

また、交通弱者・高齢者への生活交通の確保については、県補助事業を導入し、利用者に助成を行うなど住民福祉の向上に立った事業が展開されている。

なお、政策秘書課は、町づくりの根幹をなす課であることから、町が有する資源を生かした活気に満ちた魅力ある町づくりが求められる。同時に、有能な職員の能力を引き出す職場づくりも重要となる。「町づくりは人づくり」の理念を踏襲し、引き続き事務事業の進展を期待する。

また、これまでの様々な施策に磨きをかけ、町の最重要課題である「人口減少対策や・地方創生」に継続して取り組み、持続可能な地域社会の構築に向け、取り組みを期待する。